

(別紙)

次期広島県保健医療計画の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」
の素案作成に係る圏域での協議についての書面決議結果

1 地域医療構想調整会議の成立要件

調整会議委員 30 名（過半数 15 名）に対し、書面決議書の回答が 27 名であり、調整会議の成立要件を充足しています。

2 協議状況

(1) 外来医療機能

区分	事務局案	書面回答		協議結果
		意見なし	意見あり	
圏域で不足する外来医療機能	「初期救急」、「在宅医療」、「学校医」とする。 (県たたき台通り)	30	0	意見なし
新規開業者等に 「不足する外来医療機能」を担うよう 申出書の提出を求める手続き	《新規開業者》 令和 6 年 4 月 1 日以降も、申出書の提出を求める (従来通り)	30	0	意見なし
	《新規開業者以外の者》 (既存の診療所) 令和 6 年 4 月 1 日以降検討する	30	0	意見なし

※期限までに回答書の提出がなかった 3 名については、承認されたものとみなしました。

※ 部分が今回協議している箇所です。

(2) 医療機器能の共同利用

区分	事務局案	書面回答		協議結果
		意見なし	意見あり	
医療機器の共同利用方針	現行計画と同様とする	30	0	意見なし

※期限までに回答書の提出がなかった 3 名については、承認されたものとみなしました。

2 報告事項「医療機器の稼働状況の報告」

意見なし